

米子市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）の規定により市長が行う低炭素建築物新築等計画の認定等に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法に規定するところによるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 認定基準 法第54条第1項第1号から第3号までに掲げる基準をいう。
- (2) 誘導すべき基準 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）をいう。
- (3) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。
- (4) 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。

(実施機関の技術的審査)

第3条 法第53条第1項又は第55条第1項の規定による認定の申請をしようとする者は、当該申請を行う前に、低炭素建築物新築等計画が認定基準に適合していることについて、市長が定める登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関（以下「実施機関」と総称する。）の審査（以下「技術的審査」という）を受けることができる。

(市長が必要と認める図書)

第4条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）第41条第1項の市長が必要と認める図書は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 前条の規定により実施機関の技術的審査を受けた場合にあつては、実施機関が発行する認定基準に適合していることを証する書類
- (2) 誘導すべき基準のⅡ第1の6に規定する日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に定める劣化対策等級に係る評価が等級3に該当することの審査を要する場合にあつては、当該措置が講じられていることを証する書類の写し
- (3) 誘導すべき基準のⅡ第2に規定する市長が認めるものの審査を要する場合にあつては、当該措置が講じられている旨を説明した図書
- (4) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の規定により登録性能評価機関が発行する住宅性能評価書の交付を受けた場合にあつては、日本住宅性能評価基準別表1の(イ)項に掲げる事項のうち、5-1断熱等性能等級にあつては等級4、5-2一次エネルギー消費量等級にあつては等級5と表示された同法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の写し

(市長が不要と認める図書)

第5条 省令第41条第3項の市長が不要と認める図書は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 技術的審査を受け、適合証（前条第1号及び第4号に掲げる書類をいう。）を添付した場合にあつては、省令第41条第1項の表に掲げる図書のうち、各部詳細図、各種計算書及び低炭素化措置が法第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合することの確認に必要な書類並びに(ろ)項に掲げる図書
- (2) 前条第2号に掲げる当該措置が講じられていることを証する書類の写しを添付した場合にあつては、当該書類において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書

(認定しない旨の通知)

第6条 市長は、法第54条第1項の規定による認定の申請に係る計画が認定基準に適合しない場合は、不認定通知書（別記様式第1号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の規定は、法第55条第1項の規定による変更の認定をしない場合について準用する。
(報告の徴収)

第7条 法第54条第1項の認定を受けた者(以下「認定建築主」という。)は、当該申請に係る建築物の建築等の工事を完了したときは、別記様式第2号に定める様式の報告書により、認定低炭素建築物新築等計画に従って工事が行われた旨を市長に報告しなければならない。

(改善命令)

第8条 法第57条の規定による命令は、改善命令書を交付することにより行うこととする。

(認定の取消し)

第9条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画の新築等を取りやめるときは、別記様式第3号に定める様式の申出書により、その旨を市長に申し出なければならない。

2 前項又は法第58条の規定による認定の取消しは、認定取消通知書(別記様式第4号)により行うこととする。

附 則

この要綱は、平成24年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に米子市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第3条に規定する技術的審査を登録建築物調査機関(この要綱による改正前の米子市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第2条第3号に規定する登録建築物調査機関をいう。)で受け、当該技術的審査に係る低炭素建築物新築等計画(都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。)に係る同法第53条第1項又は第55条第1項の規定による認定による認定の申請が同日以後となるものについては、なお従前の例による。

別記

様式第1号（第6条関係）

不認定通知書

第 年 月 日 号

申請者 様

米子市長



下記の申請については、下記の理由により都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定による認定をしないこととしたので、通知します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る建築物の位置
- 4 理由

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、米子市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
- 2 また、この処分に不服がある場合は、前項の審査請求に対する裁決を経ることなく、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、
 - (1) 米子市（代表者は米子市長）を被告として、裁判所に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (2) 米子市（代表者は米子市長）を被告として、裁判所に、認定をすべきとする義務付けの訴えを提起することができます。なお、この場合には、この処分の取消しの訴えを併合して提起しなければなりません。
- 3 なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過しているときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできません。

様式第2号（第7条関係）

（1） 建築士による書類を添付する場合

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

米子市長 様

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称
代表者の氏名

㊟

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了したので報告します。

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定建築主の氏名又は名称
- 5 計画に従って建築物の建築工事が行われたことを確認した建築士

（ 級）建築士（ ）登録第 号
住所
氏名

㊟

（ 級）建築士事務所（ ）知事登録第 号
名称
所在地

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

（注意）

- 1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 認定建築主の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 3 工事監理報告書等、認定低炭素建築物新築等計画に基づいて工事が行われたことが確認できる書類を添付してください。

(2) 建設工事の受注者による書類を添付する場合

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

米子市長 様

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称 ㊟
代表者の氏名

認定低炭素建築物新築等計画に基づく住宅の建築工事が完了したので報告します。

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定建築主の氏名
- 5 当該住宅の建築工事の請負契約に基づき住宅の建築工事を実施した施行者

施工者の名称

建設業の許可番号

主任技術者の氏名

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(注意)

- 1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 認定建築主の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 3 工事監理報告書等、認定低炭素建築物新築等計画に基づいて工事が行われたことが確認できる書類を添付してください。

(3) 建設工事の受注者による書類

建築物の建築工事を完了した旨の報告書

年 月 日

発注者 殿

施工者の名称

建設業の許可番号

主任技術者の氏名

㊟

下記の住宅の建築工事の請負契約に基づき建築物の建築工事を完了したので報告します。

- 1 建築物の所在地
- 2 発注者の氏名
- 3 建築工事の完了の日

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決済欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(注意)

- 1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

様式第3号（第9条関係）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出書

年 月 日

米子市長 様

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称
代表者の氏名

㊟

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめたいので、申し出します。

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定建築主の氏名

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

（注意）

- 1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 認定建築主の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

認定取消通知書

第 号
年 月 日

認定建築主 様

米子市長



下記の認定低炭素建築物新築等計画については、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第58条の規定に基づき、下記の理由により当該認定計画の認定を取り消したので、これを通知します。

記

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日

(※) 確認番号 第 号
確認年月日 年 月 日
建築主事の氏名

- 1 認定計画実施者の氏名又は名称
- 2 認定計画実施者の住所
- 3 認定に係る住宅の位置
- 4 認定に係る住宅の構造
- 5 理由

(※) は、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により市長が確認済証の交付を受けた場合に記入します。

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、米子市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
- 2 また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、米子市（代表者は米子市長）を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。
- 3 なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過しているときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできません。